

# 風をよむ

No. 32 1996.07.15

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円

定期購読：2,300円(年6回刊・送料込)

## 組織活動の指針

- 1・次世代共産主義運動の準備に着手する。
- 2・ネオ／ポスト・マルクス主義政治思想潮流の形成を促進する。
- 3・非権威主義的左翼の結集（ヘゲモニー装置の構築）をめざす。

沖縄自立解放連帯の大衆的政治行動を …… 2

沖縄の政治と社会のリアル・タイムを検討する 畑中文治 …… 4

7.10 沖縄・代理署名拒否の最高裁結審 …… 7

寄稿 もんじゅ廃炉の闘いへ 米山 創 …… 8

アイヌ民族の解放と権利回復に向けて—アイヌ民族法制定のうねりを！ ……10

10年目を迎えた雇用機会均等法の現在 ……12

# 軍用地強制使用反対・有事法制阻止

# 沖縄自立解放運動の大衆的政治行動を

四月十六日の、日米共同宣言・安保再定義以後の、五月から七月にかけての沖縄と日米安保体制を巡る主な動きを追いながら、この間の沖縄・安保闘争を振り返り、今秋期以後の闘いの方向を展望することを試みる。

## 引き続き軍用地強制使用との闘い

まず日米共同宣言の発表に先立って鳴り物入りで宣伝された沖縄における米軍基地整理縮小案（SACO中間報告）の行方について見ておこう。

日米両政府は一月に予定される「沖縄米軍基地の整理・統合・縮小に関する日米特別行動委員会」（SACO）の最終報告にむけて詰め作業を急いでいると言われるが、住民の基地撤去の願いとは程遠い「基地のたらい回し」といわれる移転の実態からして、移転先とされた地域住民が

次々と反対集会、抗議行動を行うなど、多くの人々の批判を浴びて、全く思うに任せないでいる。しかもその内容をさらに詳細に見れば、普天間基地の空中給油機部隊と県道104号線越え砲撃演習を除くすべてが「県内移転」とされており、一層沖縄人民の怒りをかき立てるものとなっている。

普天間飛行場の全面返還についても、その基地機能移転が条件となっているが、そのうち先述の空中給油機部隊に

ついては山口県岩国基地がその移転先とされており、これについても既に地域住民の反対の声が上げられている。またヘリコプター部隊とヘリポート（千数百Mの滑走路）の移転先については、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、さらには瀧原海岸埋め立て計画などが「候補地」として上げられ、いずれも地元自治体、住民の強い反対、批判の声が上げられている。

県道104号線越え実弾砲撃演習については、陸上自衛隊の矢白別（北海道）、王城原（宮城県）、北富士（山梨県）、東富士（静岡県）、日出台（大分県）の五ヶ所の大演習場で持ち回りとする方針で、来年度以降実施と言われる。

これについても移転先それぞれが表明されている。のみならず、地元金武町では「実弾演習の全面廃止」を明確にするべきと警戒を緩めていない。

こうしたなかで、さる四月一日以降、国による不法占拠状態の続く「象のオリ」に、土地所有者として知花昌一さんが、家族、友人と共に、五月一日、六月二日の二回にわたり堂々と立ち入りを行った。まず五月一日には支援者二〇〇人が見守る中で、歌

手の喜納昌吉さんをもふくめた三〇人が立ち入りを行い、五一年ぶりに自分の土地を確かめ、およそ二時間にわたって、三線を弾き、カチャーシーを踊るなど「立ち入りを勝ち取った祝い」をした。続いて六月二日には、翌三日の「慰霊の日」に先立って、やはり二〇〇人の支援者に見守られて、昌一さんを始め三〇人が立ち入り、所有地内で「沖縄戦全戦没者追悼式」を行った。さらに昌一さんは退去に際して「国、防衛施設局による不法占拠を許さない」とする看板を残したが、防衛施設局職員は不当にもこれをもち去ってしまった。

次にこの楚辺通信所の強制使用手続きについての代理署名裁判の現状を見ておこう。

まず五月二日には、県土地収用委員会が、那覇防衛施設局から申し立てされていた土地の「緊急使用」を、「国の説明は不十分」として不許可とした。また同日県収用委員会は防衛施設局が緊急使用の申し立てと同時に申請していた強制使用裁決申請を受理した。これによって各自自治体首長による土地・物件調査の公

告縦覧手続きに入ることになった。既にこれを拒否することを表明していた山内徳信読谷村長は、一三日正式にこれの拒否を決定した。これによって再び知事代行が求められることになった。その後首相による六月二四日の勧告に続き、代行命令が七月三日に出されたが、九日県はこれを拒否することを決定した。これによ

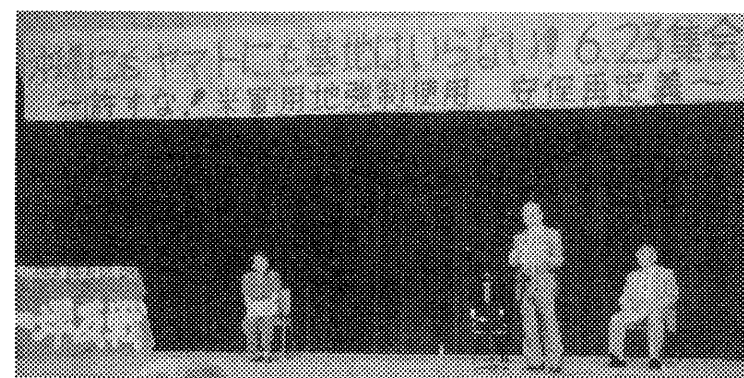
り命令の期限とされる一日までに知事が公告縦覧を行わない場合再び福岡高裁那覇支部に提訴されることになる。

これと平行して九十七年五月期限ギリギリを迎える軍用地についての、公告縦覧手続きも始められている。六月六日県収用委員会は那覇防衛施設局が提出した米軍基地一二施設内、地主三千人分の強制使用採決申請を受理した。これによって一日から公告縦覧の手続きが始まることになったが、関係一〇市町村のうち伊江村を除く九市町村（一一施設分）がこれを拒否した。現状ではこれもまた、知事代行、県の拒否をへて、裁判に持ち込まれることになる。

七月一日には、代理署名裁判、上告審最高裁審理が大

では大田知事は、最高裁判決の結果を尊重することを言明しているため、九月八日の県民投票の結果とも併せて今後の基地用地強制使用問題への影響が注目される。

## 沖縄・安保を闘う大衆的政治行動を準備せよ



昨年九月四日の、沖縄における米海兵隊員による性暴力事件に端を発する沖縄人民の米軍基地撤去・反安保の闘いは、本年四月の日米共同宣言・安保再定義による新たな日米安保体制の強化攻撃と鋭く対決しながら、新しい闘いの局面を迎えようとしている。

この沖縄人民の闘いの次の、そして決定的に重要な局面への突入は、我々日帝足下の労働者人民に、日本帝国主義と対決し、日米安保体制をくつがえすための、一層大衆的でラディカルな内実を備えた政治行動への決起を促さずにはいない。今秋以降、そして約三千人もの未契約、反戦地主の軍用地強制使用期限切れを迎える来春五月に至る期間に、

そのためのすべての努力が注がなければならない。

七月一日の最高裁における大田「県」知事の意見陳述は、最高裁判決結論の如何にかかわらず歴史的意義を持つこと、すなわち沖縄人民の歴史社会的アイデンティティを、日本帝国主義に抗する内容において示したことを確認しておこう。他方で、安保再定義から、「ガイドライン」見直し・有事法制策定策動が強調されているが、それが日本国家のアイデンティティ形成のイニシアティブとは大きくかけはなれており、この二つのコントラストは余りにも鮮明である。

日本国家における大規模な政治再編は、我々の生活領域のいたるところに及びつつある。この新しい条件と環境の下で、かつてない政治行動を創出することが求められている。地域・職場・学園から、この時代、社会条件に対応する政治決起を生み出すための全ての努力を行なう。当面はそのあらゆる準備に手をつかさねばならない。共に闘わん！

# 沖縄の政治と社会のリアル・タイムを検討する

## — 沖縄人民自立解放闘争の前提条件 —

畑 中 文 治

### 沖縄県議会選挙の結果から何を讀み取るか

さる六月九日、第七回沖縄県議会選挙（定数四八）が行われ、その結果、周知のとおり「革新」与党側三五、「保守」野党側二三の議席数が確定した。確かにこれによって、少数与党から与野党逆転、大田県政与党の過半数獲得が達成されたことは事実だが、もはや過去のものとなった保守対立図式から類推して「革新」の勝利と断定することもできない。この結果を今少し詳細に検討することを通じて、沖縄における政治と社会の現局面をつかみ、今後の方向を見定める素材としたい。

新議会を構成する会派は過去最多の九会派。その内訳は、自民（一四・四減）、社民（八一・一減）、社大（六一・一減）、新進（六一・一増）、共産（四一・二増）、結の会（三）、新世会（三）、公明（二）

同）、新風会（二）。これらのうち明確な与党は社民、社大、共産、結の会、公明の二三議席。野党は自民、新進、新世会の同じく二三議席。新風会は「県政に対して是非々々」の立場という。したがって大田県政の議会における基盤は依然として安定的なものとなっていない。またいずれの既成政党にも属さない、少数無所属会派が複数登場したことも今回の選挙結果の顕著な特徴といえることができる。

次に投票結果そのものについても見てみよう。まず投票率の低下が指摘できる。前回九二年の選挙の投票率が七五・八〇％。今回は六六・三六％。差し引き九・四四％の低下を示した。一〇％に近い投票率の低下はやはり顕著なことと見てよい。開票時点での得票数による絶対得票率は、自民二七・二％、新進一一・八％、社大一一・七％、共産一〇・六％、社民九・二％、公明三・一％、さきがけ〇・四％であり、残りの二七・〇％が無所属の票ということになる。無所属当選者一三人

（与党系八、野党系五）のうち与党系三人が社民へ、野党系二人が自民へ参加したが、残り八人が前述の小会派をそれぞれ結成することになった。その他の特徴を上げれば、新人が一九人当選したこと、女性議員が一人から三人に増えたことなどがある。

以上のような諸結果からおおよそ以下のような見解を引き出すことができる。①与党効果および反基地の機運の高まりによって与党勢力が過半数を制することができ、大田県政は信任を受けた。しかし与野党の勢力は伯仲しており、決して議会における安定基盤が確立されたとは言えないこと。②さらに投票率の一〇％に近い大幅な低下、無所属候補、新人、女性候補の進出などが示すように、既存の政治的選択肢が、沖縄人民の今日の政治的意志の所在を完全に反映するに足るものとなっていないこと。③したがって今回の与野党逆転をもって「八〇年以来、一六年ぶりの革新の勝利」というような短絡的な評価をすることはできないこと。

むしろ目前に控えた初めての小選挙区制による衆議院選挙の帰趨をも含めた国政レベルでの政治再編とも密接に関連した、一連の政治・政党再編の過程の中にこそ位置付けて、問題を検討する必要があることなどである。以下、もう少しそれぞれの問題を検討しよう。

### 「政治改革」— 政治再編の帰するところは？

紙数の節約のためにも問題の核心と考えられることから取り上げよう。九三年連立政権の始まりによって戦後保革構造の最終的解体消滅が確認された現在、選挙制度などの政治ゲームにおいて何がそれぞれのプレーヤーを別つ分界線となり、そこからどのような政治的争点が生れるのか？ 我々はまだちに社会、経済、産業、国家統治、外交などなどについての二元的対立項であれ、多元主義的なものであれ、あれこれの政策的選択肢の束を見いだすことができる。全くこの種の政策的提言の類いは引きも切らない。だがそれらのうちのどれかに飛び付く前にさらに我々は、そうした政治選択や政治再編が総体としてどのような政治社会の構造に収められているのか、国際国内政治社会変動の中で日本国家社会がどこから来てどこへ行くこうとしているのかを見定めておく必要がある。国家の政治形態の性格とその変化が、根底的な所で政治ゲームのルールを統制し決定するからである。

この点について我々は繰り返して、権威主義的國家主義への移行を指摘して来た。これはプーランザスによる本来の規定に踏まえて、我々の流儀で極めてざっばくに意識すれば、資本主義の社会と経済の国境を越える爆発的な膨張に対して、市民社会における政治的正統化のプロセスを実現せず（できず）に、國家がそれ自身の行政的官僚機構の強化によって、國家統治を実現する政治形態であり、したがって、國家の通常の形態とともに例外的形態の諸特徴を併せ持つ。また欧米的社会ではこの國家の下への社會の統合のために、人種主義、宗教的原理主義その他の反動的イデオロギーによって組織された暴力装置としての、平行的権力網を形成する。我が国社会では今のところこの種の平行的権力網の組織が顕著には見られないのは、天皇主義的な政治的社会的紐帯が、社會の細部に張り付いて國家統治を補完していること、經濟社會の膨張が直接に國家統治の破綻へと結び付かず、逆に受動的消極的な形ではあれ、國家の破綻そのものに至るまでは、實質的に支配への信任を与えるという日本のアジア的な政治構造の残存によるからである。この点に十分に留意する必要がある。

こうした國家社會が、中長期的に、その活力を失うであろう事は目に見えているだけでなく、現実にの変化を一層加速する国内國際情勢に対応できなくなるであろう事もまた明らかだ。かつて晩年のプーランザスが指摘した「國家の危機」は日本においてはこのようにして現れた。小選挙区制導入による選挙制度改革など一連の政治改革の

ねらいが、この事態への支配階級自らの危機感にあったことは間違いない。だがこの制度改革は、その社会的担い手を形成すること、この日本社会における社会的基盤とスケールをもつ政治勢力を形成することができず（もともとそんな大それたことを考える度量の大きさも洞察の深さもなかったのだから）いまや迷走状態にあり、政権への参加による利害得失に基づく離合集散を繰り返す、二つの近似した事実上の保守政党と、その残余（リベラル、「真の革新」）によって構成される二・五体制に至りつつある。ブルジョア政治のレベルにおいてすら、小選挙区制の導入はその施行以前に二大政党制の実現とそれによる政治決定の効率化という当初のもくろみから大きく逸脱しつつある。現在我々の前に出現している二・五体制が、今秋以降予定されている新制度下の国政選挙以降も存続するかわいには、いまだ予想の限りではない。しかし類似した状況が再現する可能性は高い。その場合の問題点は、対立する二大政党に比して、残余の〇・五の部分が大きすぎることによって、どの政党も単独過半数を占めることができず、連立政権を選択せざるを得なくなることである。その結果、政権与党を構成する一方の政党が、〇・五を取り込もうとすることによって、不断に政策的一貫性や明瞭性を犠牲にしなければならなくなる。すでに国政選挙制度の変革が政治改革を促すという、「上からの」政治改革プランそのものの浅薄な観念的転倒、日本のアジア的政治社会構造についての認識の欠如が露呈されたことと見てよい。

また他方では、この同じ事態が確実に、一・五体制としての戦後保革構造を一掃した。しかし、上述の理由によってそれに替わる政策的理念的対立は極めて不明瞭なものになってしまい、人々の投票行動を通じて間接的政治参加、政治選択の意欲をそぎ落としている。

この事態は、地方政治においてはどうか現れているか？ これをやはり「政治改革」の主要な柱としての地方分権論とのかかわりで見ておこう。直近の九五年統一地方選挙においては地方政治におけるオール与党状況の中で東京、大阪での青島、ノックの当選が耳目を集め、マス・メディアにおいては大都市市民の反乱などともてはやされた。しかしこれは既存の政治構造への反発と不信の表明ではあっても、ポジティブな選択であったと理解することはできない。むしろ世上しばしば語られることは逆に、青島、ノック現象をも含めて、中央集権的国家システムへの依存、現状の国家社会への受動的消極的の信任が示されたものと見てよい。かまびすしい地方分権などの掛け声とは裏腹に、選挙以後、時間の経過とともに、「反乱」の実質はあいまいになり、むしろ従前同様の国家システムへの回収が進んでいるというべきではないか。国政レベルでの「対立」は地方では全くあいまいになる。こうした所に地方分権・政治改革論議の本末転倒ぶりがあらわになる。むしろこの間の事例で言えば、巻原発の是非を問う住民投票運動、「もんじゅ」事故にたいする福井県の動燃への対応などによりやくその実質を見ることが出来る。人々がその地域で生活を続けて行くための切実な

要求だけが、地域主権を目指す真剣な運動になる。言うまでもなく沖繩「県」の米兵による性暴力事件への追及行動に発する、日米地位協定見直し、米軍基地整理・縮小の要求もその最たるものであった。

### 地域自立と自立解放 勢力形成の可能性

ここでようやく沖繩の問題に戻ることができる。原発現地にその固有の歴史的社会背景があるように、沖繩における基地問題にも固有の背景がある。日米安保体制Ⅱ日米軍事同盟の下に、米軍の東アジアにおける最大の戦略的軍事拠点を沖繩におき、これを維持し続けることを、日米両帝国主義が共通の利益と判断していることが、その直接の理由である。したがってこれに抗して闘う沖繩人民が、反安保・護憲を内容とする、戦後革新勢力に強い支持を与えて来たことには、十分な根拠がある。だが今や保革を分ける境界線は少なくとも日本の国政段階ではもはや明確ではなくなった。ここにこそしばしばネジレとして語られる沖繩の政治状況についての固有の問題がある。

今回の県議会選挙においては、既存の政党構造のドラスティックな解体再編ではなく、小幅の変動と、「革新」大田与党勢力の勝利が結果として表れた。これは形態のうえでは従来の保革構造の残存、再版とも見ることが出来るが、その内実は着実に変わっている。歴史の変動局面でしばしば

見られる政治過程の制度と内実の変動のタイムラグが現れていると見ることが出来る。そうであるならば選挙の結果に散見されるさまざまな新しい要素から、新しい政治の萌芽とその可能性、そして沖繩人民の政治的展望を見て取ることも可能となる。今次選挙における隠された争点は明らかに、日本国家の中央集権システムに抗する沖繩人民の地域自立、地方主権の確立にあった。これは大田県政の存在とそれへの支持表明という形態に隠されてはいたが、その意味するところは内実から言えばこの点にあった。政治的キャッチフレーズとしては、自民党すら自立を語る中で、この点を明確な政治的選択肢の問題、争点として押し出し切られなかったことが、投票率の低下につながったのではないか。ここからして沖繩自立解放政治勢力の可能性とそのヘゲモニーによる沖繩社会政治の統合の課題が出てくる。

だがその前に最低限度の大田県政についての評価について考慮に入れておく必要がある。国際都市形成構想（これについての詳細な評価は『沖繩タイムズ』六月二日から連載されている牧野浩隆「『国際都市』の陥穽」が検討に値する）とアキシオン・プログラムを県政の綱領と見立てて本格的な検討が必要だがこれについては後日に譲りたい。ただ大田ポピュリズム体制とでもいうべき県庁行政の性格について指摘しておくことは重要であるように思われる。「ポピュリズムは人民・民主主義的審問を、支配的イデオロギーに対して一つの総合的・敵対的な複合体として提示することを本質とするものである」（E・ラクラウ『資

本主義・ファシズム・ポピュリズム」。この事態は、九月最高裁判決以後、軍用地強制使用手続き代行問題がどのような結果になろうと変わらなれないと思われる。ここには明らかにヘゲモニー空間が存在し、そのヘゲモニー的主体、およびその実体的基礎としての、労働組合運動、新しい社会運動の力量と、そのヘゲモニー的实践が問われることになる。そしてその将来は「人民」／権力プロックの矛盾の全面的発展、すなわち、ポピュリズムの最高かつ最も急進的な形態を望むことができる唯一の社会セクターは、自己の階級的利害に導かれて敵対的力としての国家の制圧にまで赴くような、社会セクターである。それゆえ、社会主義において、「ポピュリズム」の最高形態と階級闘争の最終的かつ最も根源的な解決とが一致するものである。「人民」と階級との間の弁証法は、こ

こにその統一の究極の契機を見いだすのである。』（E・ラクラウ前掲）これはラクラウの「ポスト・マルクス主義」以前の著作であって、今ならどう答えるかは知る由もないが、内容そのものはおおむね正しい。

そうであるならば、自立解放政治勢力形成の可能性はどこにあるか？ 左右分岐の不明瞭化の状況にあって、沖繩自立を、日帝国家からの分離として明確にすること。これが決定的な前提となる。したがってたんなる左翼反派的スタンス、反権力、反中央一般、いわんやすでに歴史的役割を終えた戦後革新の焼き直しの類いでは全く無力である。そして、そのことはまた日帝国家の革命的変革をも意味する。それは同時に日本における我々自身の日本帝国主義国家の打倒のための闘いを要請することになる。また他方ではやはり同時に東

アジア・環太平洋圏における人民的連帯秩序が構想されなければならない。これを目標とする、職場、地域における政治的コミュニケーションを基礎とする頑強な政治闘争が組織されねばならない。

国家を媒介とする制度的政治の未熟性について考慮するならば、短絡、拙速は厳に謹まなければならない。日本近代史上における自由民権運動の国権派への変質が思い起こされるべきである。一〇年（二〇）年の先を読むならば、国家は意外に脆い。これを現実的なものとする社会的実態としての左翼のプレゼンスが、そしてその内容が重要になる。かつて清水慎三が提唱した社会的左翼論もこの文脈で生かされなければならない。それを告知する政治的直接行動の実現が求められる。

（一九九六、七、五）

### 七・一〇代理署名拒否裁判・ 大田知事の陳述で最高裁結審

台風5号の接近したこの日、歴史を淡々と述べ、基地の強降りしきる雨の中二〇〇人以制使用に至る経過を明確に語上の傍聴者から一斉に拍手が。さらにこのような状況下わく。大田知事の意見陳述が始まった。「沖繩は古くから武器のない『守礼の邦』だった。しかし戦後の沖繩は基地に支配され続けてきた」

歴史を淡々と述べ、基地の強降りしきる雨の中二〇〇人以制使用に至る経過を明確に語上の傍聴者から一斉に拍手が。さらにこのような状況下わく。大田知事の意見陳述が始まった。「沖繩は古くから武器のない『守礼の邦』だった。しかし戦後の沖繩は基地に支配され続けてきた」

この九月にも最高裁判決が出されるという。日本国の最上級審における判断が否応なしに「日本沖繩」の構図を浮かび上がらせる。「県」知事としての闘いは、沖繩一日本を結ぶ民衆の闘いへと引き継がなければならない。

拒否の姿勢を明らかにした。最後に「なぜ、沖繩だけが過重の負担を背負わなければならないのか」と厳しく弾劾。「この問題は沖繩という一地方の問題ではない。すぐれて日本全体の問題である」と結んだ。

#### 報告集会に五〇〇が参加

「代理署名拒否」裁判を支援する市民・大学人の会の共催で、午後六時半から、東京・神田パンセで報告集会が開催された。傍聴を終えた支援者を含め、約五〇〇名が参加、会場は熱気であふれた。

中野弁護団長をはじめ弁護団各メンバーが登壇。大田知事の意見陳述を高く評価する発言が相次ぐ。その後、市民・大学人の会、反戦地主会、違憲共闘など異口同音に「例え

意見陳述の前半は、沖繩の

駅頭情宣から事前集会、裁判傍聴を行なった沖繩・一坪反戦地主会関東ブロックと、

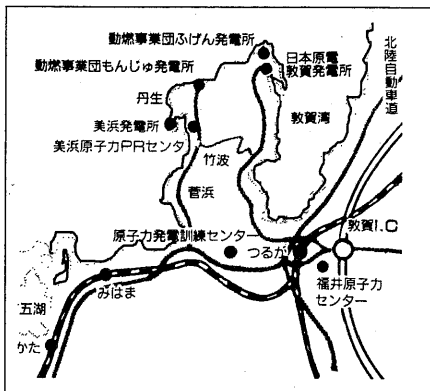
# もんじゅ廃炉の闘いへ

米山 創

五月二日より二日間、ストップもんじゅ首都圏連絡会（たんぼ舎、原子力資料情報室、ストップ・ザ・もんじゅ東京等の東京、神奈川、千葉等の反原発グループによって一月に結成。）「もんじゅバスツアー」が行われた。参加者は三十七名。

## もんじゅは白い蒸気を上げていた

ツアーバスは、プルトリウム輸送ルートと同じ東名一名城（米原）―北陸高速道を通り、六月一日早朝敦



賀市へ到着した。

まず敦賀半島先端部西側にある白木地区より「もんじゅ」を遠望した。白木の浜の対岸に丘を背負ってさかんに水蒸気があがっているもんじゅが見える。浜に降り、「つるが反原発ますほの会」の松下照幸氏より説明を受ける。

「あの煙の様なものは水蒸気です。事故を起したループは当然動いていない。ナトリウムを200度ぐらいにあたため、別のループで動かしている。動燃は運転を決して断念していない。運転再開に備えている。」

次にPR館たる「アトミックプラザ」へバスを移動する。敦賀半島は敦賀・ふげん・もんじゅ・美浜と原発が林立し、それぞれ車で十分から十五分の距離という原発超過密地域である。

署名数一七七九名 中・高校生多数が応じてくれる

参加者は福井市の目抜き通りで署名活動を行った。この通りは実に気持ちいい所だ。市電が走り、車も走っている。が、信号機はない。人が横断すると車両は静かにとまる。私達の生活にはすでになくなってしまうた風景だ。

この署名は「これ以上の原発はいらない 草の根連帯美浜・三方」の提唱により始まった。通称「もんじゅ県民署名」といわれる。ナトリウム事故後、県民の中に渦巻いている怒りと、「もんじゅを二度と動かさないでほしい」という願いを署名に託し、栗田福井県知事に届けるものである。

反応はとても良い。誰れでも気軽に署名に応じてくれる。家族全員の名前を連記してくれる人も多数いた。首都圏でチラシ配りや街頭署名活動を行う際、何か触れてはいけないもの様な対応にあう事が日常化している。この署名活動にはそれが無い。

土曜日の昼下がりの時間帯、中・高校生も積極的に署名に応じてくれる。三時間の署名活動を行った。つかれを感じない。私達はもしかしたら彼等の「気」をもらったのかも知れないと思った。

やる事はいくらかもある。気楽に来て欲しい

今回のツアーの柱である地元活動者との交流会が午後八時より宿泊所で行われた。前日、地元で開かれた原発報道に関するシンポジウムに参加していた広瀬隆氏も加わる。

地元より、前出の松下照幸氏、草の根連帯美浜・三方の石地優氏、RDAN敦賀の田代牧夫氏、高速増殖炉等の建設に反対する敦賀市民の会の増田悟氏が出席してくれた。交流会ではもんじゅ事故後の地元の状況と県外からの支援についてなど多岐にわたって話された。

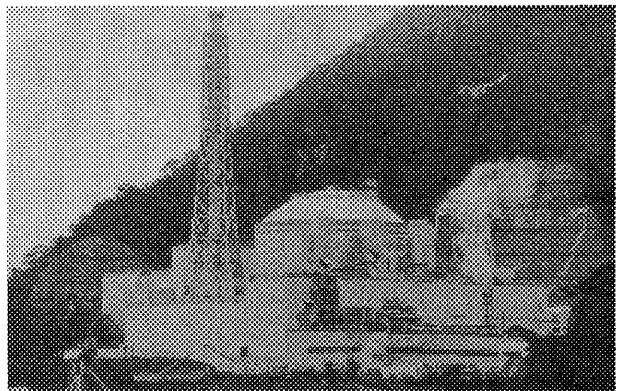
印象に残った事をメモ風にまとめると、「最近では地元県民の対応は変化して来ている。かたくなに私達の署名活動やチラシ配りを拒んでいた人も、徐々に応じる様になって来ている。原発関連業界に勤務している家族もそうだ。やっぱり原発はいやなものなのだ。恐いものなのだ」

現在、科技厅は温度計主犯説に基づく「中間報告」が出した。そして疑問視されている「円卓会議」も東京の第四回目で一つの段階が終り、各論の会議に移ると聞く。動燃は今秋にも再開のための認可を科技厅―原子力安全委員会に提出する可能性が高い。

一方、芦浜原発をめぐる三重県民署名が八一万という圧倒的署名数を獲得した。石川県珠州市での、推進側と選管の不正選挙が高裁で確定し、やり直し選挙が七月に実施される。更に新潟県巻町での住民投票が、通産―資源エネルギー庁―東電等の介入をはねのけ八月四日実施される。こうした原発立地点での反原発住民運動の高揚の中で、ストップもんじゅ首都圏連絡会を強化し発展させる事が求められている。

「風をよむ」読者の皆さん、今後各地で催される反原発運動に積極的に参加され、ともに「もんじゅ」廃炉に向けた闘いを高揚させようではないか。よろしくお願ひします。

※バスツアーの詳しい問い合わせは、たんぼ舎 ☎03-3238-1900 35



「最近、金融関係の人々の集りにも呼ばれた」「円卓会議、フォーラムが行われているが、言いつばなしで形式論議が多い。動燃や推進側は聞き置くという態度でしかない。彼らは決して断念していない。」

そして県外からの支援についても、関西からよく来て手伝ってもらっている。やる事はいくらかもあるし、地元の活動者も少ない。ぜひ気楽にどんでん来て手伝って欲しい」と話され、「よそ者が」という私たちの杞憂を吹き飛ばしてくれた。

## 敦賀市内団地で早朝個別訪問

現地での最終行動として翌六月二日午前九時より五百世帯の住む団地に個別訪問した。全戸訪問だ。早朝の一時間で三二名の署名をいただいた。署名を拒否する人もいた。原発地の複雑な事情があるだろう。

しかしドアをガチャンと閉じる人はいない。必ず終わりにには御苦労様のいたわりの声をかけてくれる。中には「家の者が動いてるからねー。署名はできないよー。だけど事故が起きればどこに逃げればいいのかねー」など、切実な問い返しがかえってくる。

このツアーでの総数二、一八一名の署名用紙を地元の人に手渡し、現地の行動日程を終えた。行ってよかった現地バスツアー

バスツアー実現には多数のエネルギーが注がれた。だがそれを補って余りある充実したものとなった。その事を支えたのは現地活動者の皆さんとたんぼ舎運営委員会のメンバーだった。

連絡会参加団体、グループの動きがぶい、応募状況も思ったより低調でむなく日数のみが過ぎてゆく。

## 夏、もんじゅ廃炉の闘いへ

問題は今後である。交流会でも地元から指摘されたが科技厅、動燃本社との交渉など、首都圏とりわけ東京での闘いを強化しなければならぬ。この事に全力を傾けよう。少数でも現地入りし、もんじゅを二度と動かさないための大衆的活動を進展させよう。

参考資料：アイヌ新法をめぐる年表

- 1878 (明11) 開拓使、アイヌを官用語として「旧土人」と呼称することに統一。
- 1898 (明31) 第13回帝国議会上「北海道旧土人保護法(旧土法)」を政府提案、可決。
- 1930 北海道アイヌ協会結成される(道アイヌ協会)。
- 1946 全道アイヌ大会で(社)北海道アイヌ協会設立。1930年結成の道アイヌ協会が組織を改変をしたとするよりも、戦後の民主化のなかで新たな組織化が図られたと見ることができる(会員数16,000人)。
- 1961 道アイヌ協会、名称を(社)北海道ウタリ協会(道ウタリ協会)に改称。  
厚生省、地方改善施設整備補助金にはじめてウタリ福祉対策費(不良環境地区改善施設整備費補助)を計上、ウタリ福祉施策のスタート。
- 1972 北海道、「北海道ウタリ実態調査(第1回)」を実施。
- 1973 北海道、「北海道ウタリ福祉対策」を策定。現在第4次施策がすすめられている。
- 1974 政府、関係省庁事務次官会議で「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」を設置。
- 1978 道ウタリ協会、「旧土法の存廃と北方領土問題に関する特別委員会」を設置。
- 1980 政府、国際人権規約(B規約)に基づく報告書で、少数民族は日本に存在しないと報告。
- 1984 道ウタリ協会、「アイヌ民族に関する法律(案)」を総会で採択、関係機関に制定を要請。
- 1986 中曽根首相「単一民族発言」で内外のきびしい批判を受ける。  
自民党、「旧土法」などの名称変更を主旨とする改正案を国会に提案、廃案となる。
- 1987 道ウタリ協会、国連の第5回「先住民族の人権に関する作業部会(先住民族作業部会)」に初めて代表を派遣。
- 1988 北海道議会、「アイヌ問題懇話会」(道知事の私的諮問機関として84年設置)の報告を受け意見書を採択。道知事、道議会、道ウタリ協会が政府に新法制定を要望。
- 1991 政府、国際人権規約(B規約)に基づく報告で、アイヌ民族は「少数民族であるとしてさしつかえない」として、消極的ながら初めてアイヌを「少数民族」とする。
- 1993 国連先住民作業部会「先住民の権利に関する国連宣言草案」を採択。
- 1994 萱野茂氏、参議院比例区の繰上げ当選によってアイヌ民族初の国会議員に。  
国連「世界の先住民の国際10年」がスタート。
- 1996.4.1 官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を提出。  
5.20 北海道開発庁・法務省などによる「アイヌ関連施策関係省庁連絡会議」の初会合、開かれる。  
(「アイヌ新法制定への課題」6.15東京フォーラム・資料より作成)

セ)の時を過ぎ、日曜日でごったがえす渋谷の街を元気にデモで一周した。参加者は二百人を超えた。

四月一日に官房長官の諮問機関である「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書が出された。しかしその報告書はアイヌ

民族ではなく「アイヌの人々」としか呼ばず、先住権も民族自決権も退け、「我が国固有の領土である北海道」など歴史的反省を欠落させた見解すら強弁している。六月十五日に開催された「萱野茂アイヌ文化講座・東京フォーラム」において、野村義一前北海道

ウタリ協会理事長は、「『有識者懇談会報告書』は国家権力に恐れをなしているのではないかと鋭く指摘し、「アイヌ民族の権利の回復と確立」を強く訴えた。

もちろん「有識者懇談会」がアイヌ民族の「先住性」に言及せざるを得なくなったこと、五月十二日の集会とデモも、こうした流れをさらに大きな奔流へとしていく第一歩であり、いまだ多くの難関が横た

と自体、世界的な先住民族復興の流れと、ねばり強いアイヌ民族の自己解放の運動に押されて出されたことは紛れもない事実である。

五月十二日の集会とデモも、我々は善き隣人(シサム)族の権利を銘記した「アイヌ新法」制定要求の闘いはアイヌウタリを先頭に着実に前進している。



アイヌ民族の解放と権利回復をめざして

アイヌ民族法制定へのうねりを!!

五月十二日、東京渋谷の宮下公園で「アイヌ新法」の即時制定を要求する集会が行なわれた。

主催者の「アイヌ民族の権利回復を求める会」を代表して長谷川修さんが基調報告を行なった。長谷川さんは「アイヌ民族の民族としての誇りと権利を主張する」ことの困難さを提起し、シサム(隣人)への支援を呼びかけるともに、「私たちとともに立ち上がった多くのシサムがいることを、こうした集会に参加していない多くのウタリ(同胞)に訴えていきたい。今集会の課題は新法制定要求だけでなく、

アイヌの声も聞いてください

我々アイヌ民族は、日本人すべてが先住民族アイヌの「主権」を認めること(国連「先住民族権利宣言案」第1条、第2条)、我々アイヌ民族もまた民族の解放と権利回復のためには「民族自決権」を取り戻していく(「権利宣言案」第3条、第4条)ことから出発しなければ、日本国と対等な関係を維持することはできないと考えます。

本来ならば、対等な関係がつけられる中で「アイヌ民族に関する法律制定」が審議・検討されなければ、本当の意味でのアイヌ民族の明日を約束する「アイヌ民族法」としての「アイヌ新法」を制定していくことは困難なことだと考えます。そして我々アイヌは明日を約束する法律が制定されるには、アイヌ民族と日本国の歴史そのものを明らかにしつつ、特に現存する「北海道旧土人保護法」をどのように理解し、認識するのかを抜きには考えられないことだと思います。

我々アイヌ民族は「アイヌ民族に関する法律(案)」(北海道ウタリ協会の原案、1984年)に示されていることをあらためて認識し、行動の出発点とします。それはアイヌ民族はアイヌモシリでの先住民族であること、そして現在に至るまでの歴史においてアイヌ民族に対する国の責任を明らかにしていくこと、さらに1899年に制定され、同化・民族性の剥奪を進めてきた「北海道旧土人保護法」は屈辱的なアイヌ民族差別法であること。この中の一つでも欠落されるところで「アイヌ新法」の制定作業が進められるならば、それを肯定することはできません。

我々アイヌが望むことは、「アイヌ新法」が高度な「アイヌ民族法」としての内実を整えることです。そしてそのことが約束されるまで、今こそ一切の妥協はあってはならないと考えます。「アイヌ民族に関する法律(案)」(ウタリ協会原案)は、正しく過去を背景としてのアイヌ民族の自己主張であり、失われたものの回復のための方法論を掲げているのです。我々アイヌ民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されるまで、我々はそのように主張し、そのもとで生きていくのです。

※5. 12集会呼びかけのピラに書かれたものを転載しました。

アイヌウタリへの呼びかけでもあるのです。」と発言をめぐった。その後、北海道ウタリ協会および参議院議員・萱野茂さんからのメッセージを受け、ペウレウタリの会、レラの会、アイヌ解放同盟、

そして沖繩研究会や、各地のアイヌ民族と共に闘う市民団体からの挨拶へと続いた。

アイヌ解放同盟の山本一昭さんは「旧土人の山本です。」という痛烈な発言から始まり、「北海道旧土人保護法」などの歌(ウポポ)と踊り(リム

という許しがたい差別的な法律を作ったのは日本人である。そういった法律を廃止するのもしないのも皆さん日本人の問題だ。」と、鋭く語る。

その後集会は、アイヌ民族の歌(ウポポ)と踊り(リム

# 10年目を迎えた「雇用機会均等法」

## 女性差別を許さない労働者の闘いが求められている

一九八六年に施行されてから一〇年（一九八五年成立）、男女雇用機会均等法見直し論議が本格化してきた。

そもそもこの均等法は、それまでの「労働基準法反対」「保護か平等か」「平等法要求はか非か」といった活発な論争をともなった運動を背景に、一定女性労働者達の盛り上がりがあったにもかかわらず、まったくのザル法としてのスタートを切った（もちろん労基法全面改悪は阻止したが）。その結果、この十年間の女性労働者をめぐる状況は、女性雇用者数の増大にもかかわらず、その実態はパート労働、派遣労働といった低賃金・不安定雇用の部分を女性が担うという構造をより拡大したにすぎなかった。

均等法見直しの動きは、一九九四年に婦人少年問題審議会婦人部会による「男女差別

的取扱いを撤廃し、労働基準法の女子保護規定は母性保護規定を除き解消することが求められている」という建議から始まり、今年の七月五日に労資対立の両論併記の「中間まとめ」原案が発表されるに至った。そして、秋からの本格論議を経て来年九七年の通常国会で改正案提出というスケジュールで動いている。

対立点は大きく次の二点である。①募集採用、昇進、定年、退職などの差別的扱いを「禁止規定」とし罰則規定とする。②労基法の女子保護規定（時間外、深夜業、危険有害義務の禁止など）をなくす。

①を労働側が、②を使用者側が主張し、この両者の綱引きが焦点になっている。今回の見直し論議の中では、これ以外にもセクシャルハラメントをどう法規制するか、実効性のある苦情処理機関の

設置、ポジティブ・アクション（積極的平等政策）等を含め法を「男女雇用平等法」とせよと労働側は要求している。

性差別禁止法がない日本の現状の中で、差別が野放しになっていることは誰の目にも明らかである。

### 具体的な差別を闘う女性労働者の運動と組織を

この一〇年間で労働省婦人少年室に寄せられた相談件数は倍に増えている（八六年度の九、四五六件から九五年度は一八、五五三件に）。婦人少年室にたどりつく「苦情」

が氷山の一角でしかないことを思えば、この何倍何十倍も女性労働者が、差別の中で苦しんでいることがわかる。

この間、全国各地で続々と「女性ユニオン」などが誕生していることは、こうした実態を如実に反映している。

超氷河期といわれる中で、女子学生の採用差別が社会問題化しているが、均等法を逆手に取ったコース別採用、セクハラ面接と露骨に女性差別を繰り返す日本の企業社会が、

他方で大量の不安定労働者としての女性労働者を使い捨てている。こうした現実の前に、「努力義務」のみの均等法では無力であるばかりか、男のみ労働を「均等」の名の下で強制される根拠とすらなっている。「禁止規定と罰則」は、差別企業の公表と共に、絶対に譲れない。

だが、労働側（連合）は、女性のみ適用されている時間外労働年間一五〇時間という保護規定を男性にもかける「女性のみ保護から男女保護へ」という方針を掲げることによって、「保護撤廃」に歩み寄ろうとしている。しかし、一五〇時間規制とて「目

標」にすぎず、当面三六〇時間を目安にするという代物にすぎないし、最も影響の大きい深夜業に関しては「男女共通の規制」の具体的内容は示していない。

この連合方針に対して、「性別役割分業が根強く残る中で、保護撤廃は、女性の働く権利を奪うもの」という批判が投げかけられている。

労働運動の不在と組織率の低下の中で、周囲に誰も頼るべきものがなく放置されている女性労働者にとって、不安は杞憂ではなく現実である。均等法見直し論議をもっともっと中広く浸透させていくためにも、女性労働者にかけている一つひとつの差別、不当な取り扱いを拾い上げ、闘う女性労働者の運動と組織化をより一層強めることが求められている。

この六月から発効したILO〇一五六号条約（家族的責任条約）をも武器にし、差別禁止法を求める闘いを積極的に挑んでいかなければならない。